

## 「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」の改定について

- 厚生労働大臣及び文部科学大臣は、看護師等の人材確保の促進に関する法律第3条に基づき、国民に良質かつ適切な医療の提供を図るために、看護師等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の確保を促進するための措置に関する基本的な指針を策定することとされている。
- 1992年12月の本指針の制定から現在までの間、①2001年の保健師助産師看護師法の改正に伴い「看護婦」から「看護師」と改正されるなど、看護師等を巡る状況は大きく変化したこと、②今後、少子高齢化の進行に伴って、現役世代（担い手）が急減する中で、看護二一歳の増大が見込まれており、看護師等の確保の推進が重要であること、③コロナ禍を受けて、新興感染症等の発生に備えた看護師等確保対策を実施する必要があること等から、2023年10月に本指針の改定を行った。
- 改定の概要は以下のとおり。 ※今回の改定以降も、医療提供体制の見直しに係る状況等を踏まえて、必要に応じて本指針の見直しを行う。

### ① 看護師等の就業の動向

- ・ 看護師等の就業者数は増加（1990年 83.4万人 → 2020年 173.4万人）
- ・ 2025年需要推計によると、2020年の就業看護師等数よりも増大が必要
- ・ 需給の状況は地域別・領域別に差異があり、地域・領域ごとの課題に応じた確保対策が重要
- ・ 2040年に向け生産年齢人口が減少していく中で看護師等の確保の推進が必要
- ・ 2040年頃を視野に入れた新たな看護師等の需給推計は、今後の医療計画の作成等に活用できるようにすることが重要

### ② 看護師等の養成

- ・ 看護師等の教育の課程は、保健師、助産師、看護師（三年課程、二年課程）及び准看護師の各課程からなり、全日制・定時制など多様な形態で構成される
- ・ 地域医療介護総合確保基金による看護師等養成所の整備・運営の支援が重要
- ・ 看護関係資格の取得を目指す社会人経験者の教育訓練の受講支援が重要
- ・ 療養の場が多様化し地域包括ケアが推進される中で、訪問看護ステーション等での需要増加に対応するため、多様な場での実習の充実を更に図っていくことが重要
- ・ 今後は看護学生の減少が予想されるため、資質の高い看護教員の確保や看護師等を安定的に養成する取組など、地域の看護師等学校養成所間での議論が望まれる

### ③ 病院等に勤務する看護師等の処遇の改善

- ・ 看護師等の就業継続を支援していくため夜勤等の業務負担の軽減や病院等のICT化の積極的な推進による業務の効率化を図っていくことが重要
- ・ 労使において業務内容、業務状況等を考慮した給与水準となるよう努める
- ・ 仕事と育児の両立支援に向けた環境整備の推進や地域医療介護総合確保基金による支援も活用した勤務環境改善のための体制整備を進めるよう努める
- ・ 職場におけるハラスメント対策を適切に実施していくことが必要
- ・ チーム医療推進のため、タスク・シフト/シェアを進めていくことが重要

### ⑦ その他看護師等の確保の促進に関する重要事項

- ・ 看護師等の確保を進める上で、医療関係者をはじめ広く国民一人一人が「看護」の重要性や魅力について理解と関心を深めることが必要
- ・ 看護補助者が実施可能な業務については、看護補助者が担っていく環境を整備することや看護補助者の社会的な認知の向上に努めることが重要 出典：厚生労働省ホームページ

### ④ 研修等による看護師等の資質の向上

- ・ 看護師等はライフイベントによるキャリア中断が多いため、新人世代から高齢世代までを通じたキャリアの継続支援が重要
- ・ すべての新人看護師等が基本的な臨床実践能力を獲得することが重要
- ・ 個々の看護師等が置かれた状況等により、例えば、特定行為研修の受講など、就業場所、専門領域、役職等に応じた知識・技術・能力の向上が求められる
- ・ 看護師等の指導を行う看護管理者の役割が重要であり、看護管理者には自らの病院等のみならず地域の様々な病院等と緊密に連携する能力が求められる

### ⑤ 看護師等の就業の促進

- ・ 新規養成・復職支援・定着促進を三本柱とした取組の推進が重要
- ・ 都道府県ナースセンターにおける職業紹介等の充実や公共職業安定所と都道府県ナースセンターとの緊密な連携を通じたマッチングの強化が重要
- ・ 「デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システム」により、看護師等のスキルアップの推進を図ることが重要
- ・ 都道府県・二次医療圏ごとの地域の課題に応じた看護師等の確保や領域別の今後の看護師等の需給を踏まえ、訪問看護における看護師等の確保が重要
- ・ 人生100年時代において生涯にわたる看護師等の就業推進が必要

### ⑥ 新興感染症や災害等への対応に係る看護師等の確保

- ・ 新興感染症や災害が発生した場合において的確に対応できる看護師等の応援派遣が迅速に実施できるよう、災害支援ナースの養成及び応援派遣を行う仕組みを構築することが必要
- ・ 国においては、災害支援ナースの養成及びリスト化を進めるとともに、全国レベルでの看護師等の応援派遣調整に係る体制を整備することが重要
- ・ 都道府県においては、災害支援ナースの応援派遣に係る医療機関等との協定の締結を着実に進めることが重要

# 看護補助者の確保・定着推進事業

厚生労働省の令和5年補正予算事業として、中央ナースセンターから各都道府県看護協会ナースセンターに対して業務委託し実施。

## 事業内容

### 看護補助者の仕事内容に関する周知・広報活動

求職者や求人施設に対する周知を行い、求職者を対象とした仕事説明会や施設見学会、体験会等を開催する。

### 求職者に対する研修の提供

求職者に対するオンデマンド配信研修の実施する。

### ナースセンターによる看護補助者の無料職業紹介

求人票、求職票の管理や求職者からの相談対応、無料職業紹介を実施する。

### 就業後の定着の状況の把握

看護補助者として就業した求職者の就業中の人数、退職の人数を把握する。

ナースセンターによる看護補助者の就業支援を開始しました

# 看護補助者の採用をお考えの 看護管理者のみなさま・ご担当者さま ぜひナースセンターに ご相談ください

都道府県看護協会が運営する無料の職業紹介事業

2023年10月に改定された「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な方針」を受け、看護職と看護補助者との協働を推進するため、看護職に加えて看護補助者の就業支援を開始しました。



## 仕事説明会や施設見学会の開催

ハローワークと連携して、看護補助者を対象とした仕事説明会や施設見学会を開催します。  
ぜひあなたの施設でも施設見学会を開催して一緒に働く看護補助者を見つけませんか？



## 丁寧な求職者のマッチング

看護職の無料職業紹介事業で培ってきたノウハウを活かし、あなたの施設にあった求職者を紹介します。



## 病院就業前に研修を提供し、 就業を促進

業務内容を理解した求職者を紹介します。

**研修名**  
ナースセンターによる看護補助者の就業に向けた研修

研修プログラム  
(計 90分)

- 医療チームの構成と役割 (約 30分)
- 看護補助者の業務 (約 30分)
- 看護補助者としての心得 (約 30分)



## 職業紹介の流れ



※相談対応は、対面・電話・メール・インターネット（e ナースセンター）等様々な方法で実施。※地域によっては、ハローワーク等と連携して職業紹介を行う場合があります。

## 問い合わせ先

詳しくは、各都道府県ナースセンターのホームページをご覧ください。  
**全国のナースセンター一覧**



※ナースセンターは、都道府県知事の指定を受けるとる県の看護協会が運営しています。仕事を求める看護職と看護補助者の雇用をお考えの施設に寄り添い、丁寧なマッチングを行っています。

## 発行

出きるを、ともに、つくる。  
公益社団法人 **日本看護協会**



# 求職者に 選ばれる 求人票作成 のために

応募者がたくさん集まるような求人票を作成しましょう。日本看護協会では、看護補助者の確保・定着に関するポイントを確認できる「看護補助者の確保・定着チェックリスト」を公開しています。ぜひご活用ください。



### Point 1

職場・職種としての魅力をアピールして記載しましょう

看護補助者の仕事の魅力は、比較的雇用が安定した職種であることや、スキルアップできる環境があること等が挙げられています。産休育休制度、復職制度など、福利厚生も重視されるため、求人票にしっかりと記載する必要があります。柔軟な勤務時間の設定ができる場合は、ぜひアピールしましょう。



### Point 2

資格がなくても働けるということを示明しましょう

医療の仕事は、「資格が必要」と誤解されるなど、未経験者が応募する選択肢に入りにくい傾向があります。「資格不問」「資格があれば尚可」等の記載からは、かえって資格が必要という印象をもつ求職者もいるようです。資格はなくても働ける、ということ求人票の「求人に関する特記事項」欄に、職場・職種の魅力とともに記載しましょう。

### Point 3

研修実施など、看護補助者として働くことを支援していることを記載しましょう

看護補助者という仕事は、認知度があまり高くはない現状があります。そのため、看護補助者の仕事を知らない人が、働く際の不安を軽減し、就労の動機付けとなるように、研修や OJT の実施、未経験者に対する丁寧な指導を行っていることなどを、求人票に記載しましょう。



### Point 4

看護補助者の仕事を知らない人がイメージできるように、具体的な業務の内容や働き方を記載しましょう

求職者は「看護補助業務」との記載だけでは仕事をイメージすることが難いため、具体的に記載しましょう。例えば、シーツ交換やベッドメイキング、診察に必要な器械・器具等の準備・片付け、患者の日常生活に関わる業務（食事に関する業務、身体の清潔に関する業務、排泄に関する業務など）です。また、勤務場所が、外來なのか病棟なのか、病棟であれば何床なのか、現在、働いている看護補助者数も記載するとイメージがしやすくなります。

「看護補助者の確保・定着チェックリスト」より抜粋、一部改定

## 「看護補助者の確保・定着チェックリスト」

詳細は、日本看護協会公式ホームページをご覧ください。

URL [https://www.nurse.or.jp/nursing/shift\\_n\\_share/fixation/](https://www.nurse.or.jp/nursing/shift_n_share/fixation/)

